

審査項目	細別		
I. 施工体制	I. 施工体制一般		
	対象項目	評価項目	評価対象項目
			1 施工プロセスチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
			2 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。
			3 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
			4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
			5 元請負人が下請負人の作業成果を検査している。
			6 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
			7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
			8 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
			9 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
			10 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。
			11 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。
			12 その他()
			13 その他()
		14 施工体制一般に関して、工事改善勧告書を出した。	
		15 施工体制一般に関して、工事改善指示書を出した。	
評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。		
対象項目数	● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100		
評価値	● 評価基準		
評価	評価値が90%以上 a 適切である。		
加減点	評価値が80%以上90%未満 b ほぼ適切である。		
	評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない。		
	「14」の項目に該当 d やや不適切である。		
	「15」の項目に該当 e 不適切である。		
	● 対象項目数が4以下の場合には評価値が90%以上でもb評価とする。		
	● 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。		
II. 配置技術者(現場代理人等)	II. 配置技術者(現場代理人等)		
	対象項目	評価項目	評価対象項目
	【全体を評価する項目】		
			1 施工プロセスチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
			2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
	【現場代理人を評価する項目】		
			3 現場代理人が、工事全体を把握している。
			4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
			5 監督員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。
	【監理(主任)技術者を評価する項目】 <input checked="" type="checkbox"/> 特別監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする		
			6 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。
			7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
			8 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。
			9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
			10 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
		11 その他()	
		12 配置技術者に関して、工事改善勧告書を出した。	
		13 配置技術者に関して、工事改善指示書を出した。	
評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。		
対象項目数	● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100		
評価値	● 評価基準		
評価	評価値が90%以上 a 適切である。		
加減点	評価値が80%以上90%未満 b ほぼ適切である。		
	評価値が50%以上80%未満 c 他の評価に該当しない。		
	評価値が50%未満、または、		
	「12」の項目に該当 d やや不適切である。		
	「13」の項目に該当 e 不適切である。		
	● 対象項目数が4以下の場合には評価値が90%以上でもb評価とする。		
	● 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。		

2. 施工状況 1. 施工管理

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 施工プロセスチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
		2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
		3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
		4 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。
		5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
		6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
		7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
		8 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。
		9 工事打合せ簿を、過不足無く整理している。
		10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
		11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
		12 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業(作業手順や確認方法等)を適切に行っている。
		13 その他()
		14 施工管理に関して、工事改善勧告書を出した。
		15 施工管理に関して、工事改善指示書を出した。
評価項目数		<ul style="list-style-type: none"> ● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100 ● 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上90%未満 b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない。 「14」の項目に該当 d やや不適切である。 「15」の項目に該当 e 不適切である。 ● 対象項目数が4以下の場合には評価値が90%以上でもb評価とする。 ● 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。
対象項目数		
評価値		
評価		
加減点		

II. 工程管理

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 施工プロセスチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
		2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。
		3 フォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
		4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
		5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
		6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
		7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
		8 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。
		9 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
		10 その他()
		11 工程管理に関して、工事改善勧告書を出した。
		12 工程管理に関して、工事改善指示書を出した。
評価項目数		<ul style="list-style-type: none"> ● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100 ● 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上90%未満 b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない。 「11」の項目に該当 d やや不適切である。 「12」の項目に該当 e 不適切である。 ● 対象項目数が4以下の場合には評価値が90%以上でもb評価とする。 ● 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。
対象項目数		
評価値		
評価		
加減点		

III. 安全対策

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 施工プロセスチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
		2 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。
		3 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。
		4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
		5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
		6 過積載防止に取り組んでいる。
		7 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
		8 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
		9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
		10 その他()
		11 安全対策に関して、工事改善勧告書を出した。
		12 安全対策に関して、工事改善指示書を出した。
評価項目数		<ul style="list-style-type: none"> ● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100 ● 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上90%未満 b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない。 「11」の項目に該当 d やや不適切である。 「12」の項目に該当 e 不適切である。 ● 対象項目数が4以下の場合は評価値が90%以上でもb評価とする。 ● 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。 ● 安全対策の不備により重大な災害を受けた場合は、下検査員・2施工状況・III安全対策「9」で評価する。
対象項目数		
評価値		
評価		
加減点		

IV. 対外関係

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 施工プロセスチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
		2 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
		3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
		4 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
		5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
		6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
		7 その他()
		8 対外関係に関して、工事改善勧告書を出した。
		9 対外関係に関して、工事改善指示書を出した。
評価項目数		<ul style="list-style-type: none"> ● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100 ● 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上 a 適切である。 評価値が80%以上90%未満 b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 c 他の評価に該当しない。 「8」の項目に該当 d やや不適切である。 「9」の項目に該当 e 不適切である。 ● 対象項目数が4以下の場合は評価値が90%以上でもb評価とする。 ● 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
対象項目数		
評価値		
評価		
加減点		

3. 出来形及び出来ばえ

I. 出来形

出来形管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対するばらつきを基に判定する。	対象項目	評価項目	評価対象項目
			2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。⇒ b評価とする。
			3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。⇒ c評価とする。
			4 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒ d評価とする。
			5 工事請負契約書第18条に基づき監督員が改造請求を行った。若しくは出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善指示書を出した。⇒ e評価とする。
出来形の測定箇所数等が少量(10点未満)で、その測定値のばらつきだけの確認では不十分な工事については、「6」から「11」の項目で評価する。			6 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。(測定値が10点未満の場合、出来形管理表が的確に作成されていれば評価する。)
			7 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
			8 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
			9 写真管理基準の管理項目を満足している。
			10 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
			11 その他()
評価項目数			評価値が90%以上 …………… a 適切である。 評価値が80%以上 90%未満 …… b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 …………… c 他の評価に該当しない。 「4」の項目に該当 …………… d やや不適切である。 「5」の項目に該当 …………… e 不適切である。 ● 「6」以降の評価対象項目で、対象項目数が5以下の場合は評価値90%以上でもb評価とする。ただし、対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
対象項目数			
評価値			
評価			
加減点			

II. 品質
1 土木工事

品質管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対するばらつきを基に判定する。	対象項目	評価項目	評価対象項目
			2 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。⇒ b評価とする。
			3 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。⇒ c評価とする。
			4 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒ d評価とする。
			5 工事請負契約書第18条に基づき監督員が改造請求を行った。若しくは品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善指示書を出した。⇒ e評価とする。
品質の測定箇所数等が少量(10点未満)で、その測定値のばらつきだけの確認では不十分な工事については、「6」から「11」の項目で評価する。			6 品質管理方法が施工計画書に明確に定められ、定められた品質管理計画により管理されている。
			7 材料の品質証明が適切である。
			8 設計図書で定められていない品質管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
			9 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
			10 品質管理試験や施工品質確保状況等の写真記録が適切である。
			11 その他()
評価項目数			評価値が90%以上 …………… a 適切である。 評価値が80%以上 90%未満 …… b ほぼ適切である。 評価値が80%未満 …………… c 他の評価に該当しない。 「4」の項目に該当 …………… d やや不適切である。 「5」の項目に該当 …………… e 不適切である。 ● 「6」以降の評価対象項目で、対象項目数が5以下の場合は評価値90%以上でもb評価とする。ただし、対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
対象項目数			
評価値			
評価			
加減点			

II. 品質
2 維持・修繕工事

評価項目	評価対象項目
1	常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
2	緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
3	監督員の指示事項に対し、現地現状を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
4	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
5	理由:
6	理由:
7	理由:
8	理由:
9	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
10	工事請負契約書第18条に基づき監督員が改造請求を行った。若しくは品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善指示書を出した。

評価項目数	
評価	
加減点	

評価項目数6以上 a適切である。
 評価項目数4以上6未満 bほぼ適切である。
 評価項目数3以下 c他の評価に該当しない。
 「9」の項目に該当 dやや不適切である。
 「10」の項目に該当 e不適切である。
 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

5. 創意工夫 1. 創意工夫

評価項目	評価対象項目
	【施工】
	1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫
	2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫
	3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫
	4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫
	5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫
	6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫
	7 照明などの視界の確保に関する工夫
	8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫
	9 運搬車両、施工機械等に関する工夫
	10 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫
	11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫
	12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫
	13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫
	14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫
	15 ICT活用工事加算点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事(電子納品のみは除く。) ※本項目は1点の加算とする。
	16 ICT活用工事加算点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事 ※本項目は2点の加算とする。
	17 特殊な工法や材料を用いた工事
	18 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 (評価理由)
	【品質】
	19 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫
	20 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫
	21 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫
	22 配筋、溶接作業等に関する工夫 (評価理由)
	【安全衛生】
	23 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加算とする。
	24 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
	25 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫
	26 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫
	27 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫
	28 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫
	29 厳しい作業環境の改善に関する工夫
	30 環境保全に関する工夫 (評価理由)
	【働き方改革】
	31 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた、他の模範となるような企業の取り組みが図られている。
	32 各部が定めた要領に基づいて、完全週休2日(土日)を達成している。 ※31番を評価する場合、本項目は評価できません。
	33 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。 (評価理由)具体的な取組内容
	【その他】
	34 その他()
	35 その他()
	36 その他()
	37 その他()
	38 その他()

加 減 点

- 企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する。
- 特に評価すべき創意工夫事例を加算評価する。
- 原則として、説明資料(創意工夫・社会性等に関する実施状況)の提出が無いものは評価しない。
- 評価は各項目において1つ〇が付されれば1点で評価する。最大7点の加算評価とする。
- 評価する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によっては、それ以上の点数を与えても良い。
- 上記の項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加算する。

検査項目	細別																									
2. 施工状況	II. 工程管理																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>現場閉所による週休2日(4週8休以上)に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>その他()</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>自主的な工程管理がなされず、工事改善勧告書を出した。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>受注者の責により期限内に工事を完成させなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価対象項目	1	隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	2	地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	3	工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。	4	工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。	5	現場閉所による週休2日(4週8休以上)に取り組んだ。	6	災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。	7	工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。	8	設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。	9	その他()	10	自主的な工程管理がなされず、工事改善勧告書を出した。	11	受注者の責により期限内に工事を完成させなかった。
	評価項目	評価対象項目																								
	1	隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。																								
	2	地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。																								
	3	工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。																								
	4	工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。																								
	5	現場閉所による週休2日(4週8休以上)に取り組んだ。																								
	6	災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。																								
	7	工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。																								
	8	設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。																								
	9	その他()																								
	10	自主的な工程管理がなされず、工事改善勧告書を出した。																								
	11	受注者の責により期限内に工事を完成させなかった。																								
	評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。																								
評価	● 評価基準																									
加減点	評価項目数が5以上 …………… a 優れている。 評価項目数が3以上4以下 …………… b やや優れている。 評価項目数が2以下 …………… c 他の評価に該当しない。 「10」の項目に該当 …………… d やや劣っている。 「11」の項目に該当 …………… e 劣っている。																									
	III. 安全対策																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他()</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>安全対策の不備により重大な災害を受けた。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価対象項目	1	建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。	2	安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。	3	安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。	4	安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。	5	災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。	6	安全対策に係る取り組みが地域から評価された。	7	その他()	8	安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。	9	安全対策の不備により重大な災害を受けた。				
	評価項目	評価対象項目																								
	1	建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。																								
	2	安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。																								
	3	安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。																								
	4	安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。																								
	5	災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。																								
	6	安全対策に係る取り組みが地域から評価された。																								
	7	その他()																								
	8	安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。																								
	9	安全対策の不備により重大な災害を受けた。																								
	評価項目数	● 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。																								
	評価	● 評価基準																								
	加減点	評価項目数が5以上 …………… a 優れている。 評価項目数が3以上4以下 …………… b やや優れている。 評価項目数が2以下 …………… c 他の評価に該当しない。 「8」の項目に該当 …………… d やや劣っている。 「9」の項目に該当 …………… e 劣っている。																								

4. 工事特性 1. 施工条件等への対応

評価項目	評価対象項目
I 構造物の特殊性への対応 【対応事項に1つ以上○が付けば4点の加点とする。】	
1	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事
2	対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
3	その他()
(評価理由)	

評価項目	評価対象項目
II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 【対応事項に1つ以上○が付けば6点の加点とする。】	
1	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
2	周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
3	周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
4	現道上での交通規制に大きく影響する工事
5	事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事
6	施工箇所が広範囲にわたる工事
7	その他()
(評価理由)	

評価項目	評価対象項目
III 厳しい自然・地盤条件への対応 【対応事項に1つ以上○が付けば4点の加点とする。】	
1	特殊な地盤条件への対応が必要な工事
2	雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
3	被災箇所の措置や急峻な地形、土石流危険渓流内及び急傾斜地崩壊危険区域内での工事
4	動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
5	維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事
6	その他()
(評価理由)	

評価項目	評価対象項目
IV 長期工事における安全確保への対応 【対応事項に1つ以上○が付けば6点の加点とする。】	
1	12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く。) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。
2	その他()
(評価理由)	

加 減 点

- 当該「評価対象項目」のうち、評価項目を選択する。
- 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
- 評価にあたっては、主査等の意見も参考に評価する。

検査項目	細別	対象項目	評価項目	評価対象項目
2. 施工状況	1. 施工管理			1 契約書第19条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
				2 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっていることが確認できる。
				3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
				4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
				5 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。
				6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
				7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
				8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。
				9 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。
				10 品質証明体制が確立され、ISO9001又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
				11 工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。
				12 受注者の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。
				13 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。
				14 その他()
				15 施工管理について、工事改善勧告書を出した。
				16 施工管理について、工事改善指示書を出した。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ● 評価値(%) = (評価項目数/対象項目数) × 100 ● 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上…………… a 適切である。 評価値が80%以上90%未満…………… b ほぼ適切である。 評価値が80%未満…………… c 他の評価に該当しない。 「15」の項目に該当…………… d やや不適切である。 「16」の項目に該当…………… e 不適切である。 ● 対象項目数が4以下の場合には評価値が90%以上でも b 評価とする。 ● 対象項目数が2以下の場合には c 評価とする。 		
		評価項目数		
		対象項目数		
		評価値		
		評価		
		加減点		
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形			1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。⇒ a 評価とする。
				2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。⇒ a' 評価とする。
				3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。⇒ b 評価とする。
				4 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。⇒ b' 評価とする。
				5 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。⇒ c 評価とする。
				6 出来形管理図が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。(測定値が10点未満の場合、出来形管理表が的確に作成されていれば評価する。)
				7 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
				8 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
				9 写真管理基準の管理項目を満足している。
				10 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
				11 その他()
				12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。
				13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 出来形は工事全般を通じて評価するものとする。 ● 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 ● 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ● 出来形管理項目を設定していない工種はc評価とする。 ● 測定値が10点未満の場合は評価値で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上…………… a' 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が70%以上80%未満…………… b' 評価値が70%未満…………… c 「12」の項目に該当…………… d 「13」の項目に該当…………… e ● 測定値が10点未満の場合における評価の補正 <ul style="list-style-type: none"> 対象項目数が2以下の場合には評価値に関わらず、c評価とする。 対象項目数が3以下の場合には、評価値が90%以上でもb'評価とする。 対象項目数が4以下の場合には、評価値が90%以上でもb評価とする。 		
		評価項目数		
		対象項目数		
		評価値		
		評価		
		加減点		

II. 品質 (下記工事から主となる工事を1つ選択する。)

1	コンクリート構造物
2	土工事(切土、盛土、堤防等工事)
3	護岸・根固・水制工事
4	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。)
5	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む。)
6	舗装工事
7	法面工事
8	基礎工事及び地盤改良工事
9	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)
10	塗装工事
11	トンネル工事
12	植栽工事
13	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事
14	電線共同溝工事
15	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)
16	修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)
17	公園施設整備工事
18	ため池工事
19	道路の新設、改良
20	取壊し工
21	補強土壁工(ジオテキスタイル工含む。)
22	共同溝シールド工事
23	下水道工事
24	管水路工事
25	仮設工事
99	上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工等)又は合併工事

II. 品質 1. コンクリート構造物工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
	2	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	3	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	4	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。
	5	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	6	コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
	7	鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
	8	コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	9	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の様相を満足していることが確認できる。
	10	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
	11	コンクリートの養生が、設計図書の様相を満足していることが確認できる。
	12	スパーサーの品質及び個数が、設計図書の様相を満足していることが確認できる。
	13	有害なクラックが無い。
	14	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	15	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	16	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	17	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	18	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	a	a'	b	b'	b
	a'	b	b'	c	b'
	b	b'	c	c	c
	b'	c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a', bまたはb' 評価とする。

II. 品質 2. 土工(切土、盛土、堤防等工事)

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
		2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
		3 置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
		4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
		6 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		8 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
		9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
		10 法面に有害な亀裂が無い。
		11 伐除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		12 切取法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている。
		13 残土の処理が適切に実施されている。
		14 その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		15 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		16 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		17 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		18 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。 ⇒d評価とする。
		20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。 ⇒e評価とする。
評価項目数		
対象項目数		
評価値		
評価		
加減点		

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a', bまたはb' 評価とする。

II. 品質		3. 護岸・根固・水制工事	
対象項目	評価項目	評価対象項目	
		1	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
		2	裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。
		3	緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
		4	石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		5	護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
		6	遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		7	植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		8	根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		9	指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
		10	基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
		11	コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
		12	施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
		13	埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		14	有害なクラックが無い。
		15	その他()
			■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		16	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		17	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		18	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		19	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
			■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		20	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
		21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
			●当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ●評価値(%)=(評価項目数/対象項目数)×100 ●対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
	評価項目数		
	対象項目数		
	評価値		
	評価		
	加減点		

●判断基準		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
評価値		50%以下	80%以下	80%を超える	
		90%以上	a	a'	
75%以上90%未満		a'	b	b'	b''
60%以上75%未満		b	b'	c	c'
60%未満		b'	c	c'	c''

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' 評価とする。

II. 品質 4. 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。)

対象項目	評価項目	評価対象項目
		■工場製作関係
	1	鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
	2	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
	3	溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	4	溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
	5	孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
	6	欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
	7	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
	8	素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
	9	塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
	10	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績書により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
	11	その他()
		■架設関係
	12	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
	13	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
	14	高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
	15	高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
	16	支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
	17	架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
	18	架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる。規模及び強度を有していることが確認できる。
	19	現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
	20	現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
	21	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	22	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	23	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	24	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	25	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	26	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。 ⇒d評価とする。
	27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。 ⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b'
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a'、bまたはb'評価とする。

II. 品質 5. 砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む。)

対象項目	評価項目	評価対象項目
		【共通】
	1	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
	2	コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	3	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	4	運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。
	5	コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。
	6	地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
	7	鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
	8	有害なクラックが無い。
	9	その他()
		【砂防構造物工事に適用】
	10	コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	11	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	12	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
	13	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	14	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
	15	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
	16	コンクリート打設前に、打ち継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
	17	グラウトの注入にあたり、グラウトが孔内から排出されるまで連続して注入作業が行われている。
	18	その他()
		【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む。)]
	19	アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	20	ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
	21	ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
	22	集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
	23	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	24	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	25	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	26	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	27	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	28	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	29	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数		<ul style="list-style-type: none"> ● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100 ● 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。
対象項目数		
評価値		
加減点		

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb' 評価とする。

II. 品質 6. 舗装工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		【路床・路盤工関係】
	1	設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
	2	路床及び路盤工のブルーローリングを行っていることが確認できる。
	3	路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	4	路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
	5	路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
	6	路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
	7	路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
	8	その他()
		【アスファルト舗装工関係】
	9	アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
	10	舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
	11	プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
	12	舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
	13	各層の縦ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
	14	縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	15	アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
	16	密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	17	アスカープの施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。
	18	路肩処理、縁端処理の施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。
	19	その他()
		【コンクリート舗装工関係】
	20	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
	21	舗装工の施工に先だて、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
	22	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	23	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
	24	運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
	25	材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
	26	チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
	27	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	28	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	29	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	30	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	31	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	32	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	33	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数		●当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
対象項目数		●評価値(%)=(評価項目数/対象項目数)×100
評価値		●対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
評価		
加減点		

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a、またはb'評価とする。

II. 品質 7. 法面工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		【共通】
	1	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)。
	2	施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
	3	盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
	4	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
	5	その他()
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
	6	土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
	7	ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
	8	ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
	9	吹付け厚さが均等であることが確認できる。
	10	使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	11	施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
	12	吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。
	13	その他()
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
	14	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	15	金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
	16	金網が破損を生じていないことが確認できる。
	17	吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
	18	吹付け厚さが均等であることが確認できる。
	19	吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
	20	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	21	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
	22	法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
	23	水抜きパイプが適切に配置されている。
	24	その他()
		【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む。)]
	25	使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	26	アンカーを設計図書とおりの長さで施工していることが確認できる。
	27	現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
	28	強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	29	枠内に空隙が無いことが確認できる。
	30	層間にはく離が無いことが確認できる。
	31	不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
	32	アンカーが確実に固定されている。
	33	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	34	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	35	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	36	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	37	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	38	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	39	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数		● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
対象項目数		● 評価値(%)=(評価項目数/対象項目数)×100
評価値		● 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
評価		
加減点		

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			
	50%以下	80%以下	80%を超える	ばらつきで判断不可能
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合、評価値が90%以上であっても、a、a'またはb'評価とする。

II. 品質 8. 基礎工事及び地盤改良工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】
	1	杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
	2	既成杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
	3	杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
	4	水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
	5	溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	6	支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
	7	場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
	8	掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
	9	配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	10	ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
	11	裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
	12	強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
	13	その他()
		【地盤改良関係】
	14	改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	15	セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
	16	事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
	17	施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
	18	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	19	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	20	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	21	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	22	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	23	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	24	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能
	90%以上	75%以上90%未満	60%以上75%未満	60%未満	
	a	a'	b	b'	
	b	b'	c	c	
	b'	c	c	c	

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb' 評価とする。

II. 品質 9. コンクリート橋上部工事(PC及びR/Cを対象)

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
	2	コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	3	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	4	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。
	5	コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	6	鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
	7	鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	8	コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	9	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
	10	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	11	コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	12	スパーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
	13	プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	14	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
	15	PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	16	プレストレスング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	17	コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
	18	有害なクラックが無い。
	19	その他()

■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)

20	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
21	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
22	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
23	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
	■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
24	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
25	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える		
90%以上	a	a'	b	b	
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	
60%以上75%未満	b	b'	c	c	
60%未満	b'	c	c	c	

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合、評価値が90%以上であっても、a'、bまたはb' 評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

II. 品質 10. 塗装工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
	1	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
	2	ケレンを入念に実施していることが確認できる。
	3	天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
	4	塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
	5	鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
	6	塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
	7	塗れ残り、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
	8	溶接部、ボルトの接合部、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
	9	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績書により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
	10	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	11	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	12	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	13	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	14	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	15	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' 評価とする。

II. 品質 11. トンネル工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
		2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
		3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
		5 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		6 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む。)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
		7 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		8 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
		9 金網の継目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
		10 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
		11 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
		12 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		13 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
		14 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
		15 覆工コンクリートは打設後に型枠に変圧を与えていないことが確認できる。
		16 その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		17 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		18 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		19 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		20 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
		22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	90%以上	50%以下	80%以下	
	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なからずばらつき判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合、評価値が90%以上であっても、a'、bまたはb'評価とする。

II. 品質 12. 植栽工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
		2 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
		3 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。
		4 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
		5 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
		6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
		7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
		8 樹名板を視認しやすい場所に掲げていることが確認できる。
		9 土壌硬度試験及び土壌試験(pH)を実施し施工に反映している。
		10 その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		11 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		12 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		13 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		14 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。 ⇒d評価とする。
		16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。 ⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	
	a	a'	b	b'
	a'	b	b'	b'
	b	b'	c	c
	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a', bまたはb' 評価とする。

II. 品質 13. 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
		2 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
		3 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
		4 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
		5 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
		6 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		7 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
		8 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
		9 バイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%程度以下であることが確認できる。
		10 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		11 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		12 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
		13 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
		14 プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
		15 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		16 その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		17 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		18 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		19 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		20 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
		22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	90%以上	50%以下	80%以下	
	a	a'	b	b
	a'	b	b'	b'
	b	b'	c	c
	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合、評価値が90%以上であっても、a', bまたはb' 評価とする。

II. 品質 14. 電線共同溝工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
		2 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
		3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度管理が記録されていることが確認できる。
		4 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
		5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
		6 埋め戻しにおいて、設計図書の様を満足していることが確認できる。
		7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
		8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の様を満足していることが確認できる。
		9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
		10 その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		11 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		12 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		13 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		14 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。 ⇒d評価とする。
		16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。 ⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価備	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	a	a'	b	b'	
	a'	b	b'	c	
	b	b'	c	c	
	b'	c	c	c	

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合、評価値が90%以上であっても、a'、bまたはb' 評価とする。

II. 品質 15. 維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	
評価項目	評価対象項目
	1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的に行っていることが確認できる。
	2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
	5 理由:
	6 理由:
	7 理由:
	8 理由:
	9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数	注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。 評価項目数が6以上 a 優れている。 評価項目数が5 a' bより優れている。 評価項目数が4 b やや優れている。 評価項目数が3 b' cより優れている。 評価項目数が2以下 c 他の評価に該当しない。
評価	
加減点	

II. 品質 16.修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)		評価項目	評価対象項目
		1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
		2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
		3	監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
		4	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
		5	理由:
		6	理由:
		7	理由:
		8	理由:
		9	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
		10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数		注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。	
評価		ただし、評価対象項目は最大8項目とする。	
加減点		評価項目数が6以上 a 優れている。
		評価項目数が5 a' bより優れている。
		評価項目数が4 b やや優れている。
		評価項目数が3 b' cより優れている。
		評価項目数が2以下 c 他の評価に該当しない。

II. 品質 17. 公園施設整備工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		【共通】
	1	施工計画書に品質管理計画について記載があり、品質管理項目・頻度・規格値が適切である。
	2	品質管理試験が実施されており、試験結果が適切である。品質管理試験の写真記録が整理されている。
	3	材料、部材の品質及び形状が適切であり、証明書が整備されている。遊具等の機能と安全性が適切であり、証明書が整備されている。
	4	施工の品質及び形状が適切である。施工品質確保状況の写真記録が整理されている。不可視部分の品質が写真で確認できる。
	5	位置、計画高さ、勾配等が、設計図書(図面、仕様書、管理基準)に従い施工されていることが確認できる。
	6	その他()
		【工種別】
	7	敷地造成、法面、擁壁、排水工、植栽基盤等について設計図書に従い適切に施工されていることが確認できる。 (敷地造成、法面、擁壁、排水工、植栽基盤について上記の1から6が評価されている。)
	8	植栽について設計図書に従い適切に施工されていることが確認できる。 (植栽について上記の1から6が評価されている。)
	9	園路等の舗装について設計図書に従い適切に施工されていることが確認できる。 (園路等の舗装について上記の1から6が評価されている。)
	10	公園施設等の構造物について設計図書に従い適切に施工されていることが確認できる。 (公園施設等の構造物について上記の1から6が評価されている。)
	11	必要な場合、植栽や修景施設等について修景的配慮を行っていることが確認できる。
	12	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	13	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	14	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	15	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	16	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する)
	17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	18	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。 ⇒e評価とする。
評価項目数		● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
対象項目数		● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
評価値		● 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
評価		
加減点		

●判断基準

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下 80%を超える	
	a	a'	b	b
	a'	b	b'	b'
	b	b'	c	c
	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が3以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a'、bまたはb'評価とする。

II. 品質 18.ため池工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
		2 施工に先立ち土質毎の試験を行い、仕様書等に示す条件を満足している。
		3 盛土の施工が仕様書等に基づき適切な条件で施工されている。
		4 位置、縦断勾配等が設計図書等に従い適切に施工されている(月報、試験等報告書により管理状況が整理されている)。
		5 規格形状が設計図書等と整合し、クラックの発生がない。
		6 構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている。
		7 気象条件を考慮した施工が確認できる。
		8 その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		9 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		10 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		11 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		12 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
		14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

- 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	90%以上	50%以下	80%以下	
	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' 評価とする。

II. 品質 19. 道路の新設、改良

対象項目	評価項目	評価対象項目
		【共通】
	1	土工、コンクリート工等、仕様書に定められている品質管理が実施されている。
	2	材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
	3	位置、縦断勾配等が設計図書等に従い適切に施工されている。
		【土工】
	4	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
	5	敷き均し転圧を適切な条件で施工していることが確認できる。
	6	構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている。
	7	筋芝工または種子吹付け等が適切に施工されていることが確認できる。
	8	地盤改良工(固化材等)の施工が仕様書等に従い実施されている。
	9	その他()
		【コンクリート工】
	10	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。
	11	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	12	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	13	スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	14	有害なクラックが無い。
		【その他】
	15	補強土壁工において、盛土の締め固めが適切な条件で施工されていることが確認できる。
	16	基礎杭の打ち止め管理方法又は場所打杭の施工管理方法が整備されかつ記録が確認できる。
	17	その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	18	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	19	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	20	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	21	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	22	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	23	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数		● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
対象項目数		● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
評価値		● 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。
評価		
加減点		

		はらつきで判断可能			はらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超えて	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a、bまたはb' 評価とする。

II. 品質 20.取壊し工

評価項目	評価対象項目
	1 分割、再資源化を適切に実施している。
	2 施工計画書に定められた計画により管理されている。
	3 廃棄物の処理が適切である。
	4 受注者の管理記録が整備されている。
	5 不可視部分の写真記録が適正である。
	6 その他()
	7 その他()
	8 その他()
	9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数	注 記載の5項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。 評価項目数が6以上 a 優れている。 評価項目数が5 a' bより優れている。 評価項目数が4 b やや優れている。 評価項目数が3 b' cより優れている。 評価項目数が2以下 c 他の評価に該当しない。
評価	
加減点	

II. 品質		21. 補強土壁工(ジオテキスタイル工含む)	
対象項目	評価項目	評価対象項目	
		1	盛土材料の土質が適正である。
		2	盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。
		3	プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料よりの確に確認できる。
		4	現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。
		5	盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。
		6	その他()
			■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		7	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		8	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		9	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		10	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
			■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
		12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒c評価とする。
評価項目数		● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。	
対象項目数		● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100	
評価値		● 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。	
評価			
加減点			

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b'
75%以上90%未満	a'	b	b'	c
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が4以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a'・bまたはb' 評価とする。

II.品質 22.共同溝シールド工事		評価対象項目																													
対象項目	評価項目	評価対象項目																													
		1	作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。																												
		2	裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている。																												
		3	シールド設備工(坑内外)については、的確に実施されている。																												
		4	セグメントの品質が、工場管理資料により的確に確認できる。																												
		5	不可視部分の写真記録が適正である。																												
		6	その他()																												
			■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)																												
		7	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。																												
		8	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。																												
		9	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。																												
		10	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。																												
			■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)																												
		11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。																												
		12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。																												
評価項目数		<ul style="list-style-type: none"> ●当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ●評価値(%)=(評価項目数/対象項目数)×100 ●対象項目数が2以下の場合はc評価とする。 																													
対象項目数																															
評価値																															
評価点																															
加減点																															
		<p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																										
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
90%以上	a	a'	b	b'																											
75%以上90%未満	a'	b	b'	c																											
60%以上75%未満	b	b'	c	c																											
60%未満	b'	c	c	c																											
<p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。 対象項目数が4以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a、a'またはb'評価とする。</p>																															

II. 品質 23. 下水道工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		【共通】
	1	マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。
	2	管渠の規格・品質がミルシート等で確認できる。
	3	設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。
	4	コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
	5	コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
	6	施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。
		【開削工】
	7	締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。
	8	混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
	9	管渠の接合状況が良好であることが確認できる。
		【推進工】
	10	測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
	11	常に切羽及び地表面の状態を測定して施工されていることが確認できる。
	12	推進作業等がデータで確認できる。
	13	地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。
		【シールド工】
	14	セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。
	15	溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
	16	二次コンクリート打設時に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。
	17	常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。
	18	シールド推進作業等がデータで確認できる。
	19	裏込め注入状況がデータで確認できる。
	20	地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。
	21	その他()
		【管渠更生工】
	22	当該工事の内容・規模に即した品質管理基準を作成して実施している。
	23	材料の保存管理が良く、施工前に亀裂や損傷の有無などを確認している。
	24	反転・引込時に材料が損傷しないように工夫している。
	25	硬化・形成時の品質管理項目が施工計画書に明記されており、現場で実施している。
	26	取付管・副管の削孔後の処理が適切であることを写真で判断できる。
	27	管口仕上の状態が良く、クラックや漏水がない。
	28	インバートに適切な材料を使用しており、浮きなどがない。
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
	29	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
	30	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
	31	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
	32	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
	33	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
	34	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数		
対象項目数		
評価値		
評価		
加減点		

- 当該評価対象項目のうち、対象項目・評価項目を選択する。
- 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
- 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	はらつきで判断可能			はらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なからずばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a、a'またはb'評価とする。

II. 品質 24. 管水路工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
		2 材料の品質規定証明書が整備されている。
		3 中心線の通りがよい。
		4 仕様書で示す条件により締固めが実施されている。
		5 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。
		6 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。
		7 管の吊り込み、据付けの際に十分な注意を払っていることが確認できる。
		8 コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。
		9 その他()
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		10 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		11 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		12 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		13 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
		15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。
評価項目数		● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
対象項目数		● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
評価値		● 対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。
評価		
加減点		

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。
対象項目数が5以下の場合には、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' 評価とする。

II. 品質 25. 仮設工事		評価対象項目																													
対象項目	評価項目	評価対象項目																													
		1	仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。																												
		2	仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。																												
		3	周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。																												
		4	施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で実施されていることが確認できる。																												
		5	排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。																												
		6	その他()																												
			■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)																												
		7	品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。																												
		8	品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。																												
		9	品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。																												
		10	品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。																												
			■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)																												
		11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。																												
		12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。																												
評価項目数		<ul style="list-style-type: none"> ● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。 ● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100 ● 対象項目数が2以下の場合はc評価とする。 																													
対象項目数																															
評価値																															
評価点																															
加減点																															
		<p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																										
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
90%以上	a	a'	b	b'																											
75%以上90%未満	a'	b	b'	c																											
60%以上75%未満	b	b'	c	c																											
60%未満	b'	c	c	c																											
<p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価項目数(評価値)だけで評価する。 対象項目数が4以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a'、bまたはb' 評価とする。</p>																															

II. 品質 99. 上記以外の工事(情報ボックス、塗装工事)又は合併工事

対象項目	評価項目	評価対象項目
		1 理由(
		2 理由(
		3 理由(
		4 理由(
		5 理由(
		6 理由(
		7 理由(
		8 理由(
		■品質関係の試験結果のばらつき(下記4項目から必ず選択すること)
		9 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である。
		10 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である。
		11 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている。
		12 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である。
		■品質関係に関する減点項目(該当があれば選択する。)
		13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事改善勧告書を出した。⇒d評価とする。
		14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を本検査員が行った。⇒e評価とする。

評価項目数	
対象項目数	
評価値	
評価	
加減点	

●判断基準
 <A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 ex) 塗装工事
 評価値が90%以上……………a'
 評価値が80%以上90%未満……………a'
 評価値が70%以上80%未満……………b'
 評価値が60%以上70%未満……………b'
 評価値が60%未満……………c'
 なお、対象項目数が2以下の場合はc'評価とする。
 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事
 ● 当該「評価対象項目」のうち、対象項目・評価項目を選択する。
 ● 評価値(%) = (評価項目数 / 対象項目数) × 100
 ● 対象項目数が2以下の場合はc'評価とする。
 対象項目数が5以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a', b'またはb' 評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a'	a'	b'
75%以上90%未満	a'	b'	b'
60%以上75%未満	b'	b'	c'
60%未満	b'	c'	c'

III. 出来ばえ（下記工事から主となる工事を1つ選択する。）

1	コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・トンネル工事
2	土工事(盛土・築堤工事等)
3	切土工事
4	護岸・根固・水制工事
5	鋼橋工事
6	地すべり防止工事
7	舗装工事
8	法面工事
9	基礎工事（地盤改良等を含む。）
10	コンクリート橋上部工事
11	塗装工事（工場塗装を除く。）
12	植栽工事
13	防護柵(網)工事
14	標識工事
15	区画線工事
16	維持修繕工事
17	電線共同溝工事
18	公園施設整備工事
19	看板・サイン工事
20	ため池工事
21	道路の新設・改良
22	取壊し工
23	補強土壁工（ジオテキスタイル工含む。）
24	共同溝シールド工事
25	下水道工事
26	管水路工事
27	仮設工工事
99	上記以外の工事又は合併工事

III. 出来ばえ 1.コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・トンネル工事	
評価項目	評価対象項目
	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。
	2 コンクリート構造物の通りが良い。
	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
	4 クラックが無い。
	5 漏水が無い。
	6 全体的な美観が良い。
評価項目数	評価項目数が5以上……a 優れている。 評価項目数が4 ……b やや優れている。 評価項目数が3 ……c 他の評価に該当しない。 評価項目数が2以下……d 劣っている。
評価	
加減点	
III. 出来ばえ 2.土工事(盛土・築堤工事等)	
評価項目	評価対象項目
	1 仕上げが良い。
	2 通りが良い。
	3 天端及び端部の仕上げが良い。
	4 構造物へのすりつけなどが良い。
	5 全体的な美観が良い。
評価項目数	評価項目数が4以上……a 優れている。 評価項目数が3 ……b やや優れている。 評価項目数が2 ……c 他の評価に該当しない。 評価項目数が1以下……d 劣っている。
評価	
加減点	
III. 出来ばえ 3.切土工事	
評価項目	評価対象項目
	1 規定された勾配が確保されている。
	2 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。
	3 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
	4 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
	5 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
	6 全体的な美観が良い。
評価項目数	評価項目数が5以上……a 優れている。 評価項目数が4 ……b やや優れている。 評価項目数が3 ……c 他の評価に該当しない。 評価項目数が2以下……d 劣っている。
評価	
加減点	

III. 出来ばえ 4.護岸・根固・水制工事		評価項目	評価対象項目
		1	通りが良い。
		2	材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
		3	天端及び端部の仕上げが良い。
		4	既設構造物とのすりつけが良い。
		5	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が4以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が3 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が2 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が1以下……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 5.鋼橋工事		評価項目	評価対象項目
		1	表面に補修箇所が無い。
		2	部材表面に傷及び錆が無い。
		3	溶接に均一性がある。
		4	塗装に均一性がある。
		5	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が4以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が3 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が2 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が1以下……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 6.地すべり防止工事		評価項目	評価対象項目
		1	地山との取り合いが良い。
		2	天端、端部の仕上げが良い。
		3	施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
		4	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が3以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が2 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が1 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が0 ……d 劣っている。	

III. 出来ばえ 7. 舗装工事		評価項目	評価対象項目
		1	舗装の平坦性が良い。
		2	構造物の通りが良い。
		3	端部処理が良い。
		4	構造物へのすりつけ等が良い。
		5	雨水処理が良い。
		6	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が5以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が4 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が3 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が2以下……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 8. 法面工事		評価項目	評価対象項目
		1	通りが良い。
		2	植生、吹付等の状態が均一である。
		3	端部処理が良い。
		4	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が3以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が2 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が1 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が0 ……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 9. 基礎工事(地盤改良等を含む。)		評価項目	評価対象項目
		1	土工関係の仕上げが良い。
		2	通りが良い。
		3	端部及び天端の仕上げが良い。
		4	施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
		5	地盤改良工である。
評価項目数		評価項目数が3以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が2 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が1 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が0 ……d 劣っている。	
		※地盤改良はb評価以下とする。	

III. 出来ばえ 10.コンクリート橋上部工事		
評価項目	評価対象項目	
	1	コンクリート構造物の表面状態が良い。
	2	コンクリート構造物の通りが良い。
	3	天端及び端部の仕上げが良い。
	4	支承部の仕上げが良い。
	5	クラックが無い。
	6	全体的な美観が良い。
評価項目数	評価項目数が5以上……a 優れている。	
評価値	評価項目数が4 ……………b やや優れている。	
加減点	評価項目数が3 ……………c 他の評価に該当しない。	
	評価項目数が2以下……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 11.塗装工事(工場塗装を除く。)		
評価項目	評価対象項目	
	1	塗装の均一性が良い。
	2	細部まできめ細やかな施工がされている。
	3	補修箇所が無い。
	4	ケレンの施工状況が良好である。
	5	全体的な美観が良い。
評価項目数	評価項目数が4以上……a 優れている。	
評価値	評価項目数が3 ……………b やや優れている。	
加減点	評価項目数が2 ……………c 他の評価に該当しない。	
	評価項目数が1以下……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 12.植栽工事		
評価項目	評価対象項目	
	1	樹木の活着状況が良い。
	2	支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
	3	支柱の取り付けが堅固である。
	4	全体的な美観が良い。
評価項目数	評価項目数が3以上……a 優れている。	
評価値	評価項目数が2 ……………b やや優れている。	
加減点	評価項目数が1 ……………c 他の評価に該当しない。	
	評価項目数が0 ……………d 劣っている。	

III. 出来ばえ 13.防護柵(網)工事		評価項目	評価対象項目
		1	通りが良い。
		2	端部処理が良い。
		3	部材表面に傷及び錆が無い。
		4	既設構造物等とのすりつけが良い。
		5	きめ細やかに施工されている。
		6	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が5以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が4 ……………b やや優れている。	
加減点		評価項目数が3 ……………c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が2以下……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 14.標識工事		評価項目	評価対象項目
		1	設置位置に配慮がある。
		2	標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
		3	標識板の支柱に変色が無い。
		4	支柱基礎が入念に埋められている。
		5	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が4以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が3 ……………b やや優れている。	
加減点		評価項目数が2 ……………c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が1以下……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 15.区画線工事		評価項目	評価対象項目
		1	塗料の塗布が均一である。
		2	視認性が良い。
		3	接着状態が良い。
		4	施工前の清掃が入念に実施されている。
		5	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が4以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が3 ……………b やや優れている。	
加減点		評価項目数が2 ……………c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が1以下……d 劣っている。	

III. 出来ばえ 16.維持修繕工事		評価項目	評価対象項目
		1	小構造物等にも注意が払われている。
		2	きめ細やかな施工がなされている。
		3	既設構造物とのすりつけが良い。
		4	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が3以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が2 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が1 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が0 ……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 17.電線共同溝工事		評価項目	評価対象項目
		1	歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
		2	プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。
		3	施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。
		4	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が3以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が2 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が1 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が0 ……d 劣っている。	

Ⅲ. 出来ばえ 18.公園施設整備工事

評価項目		評価対象項目
	1	敷地造成、法面、擁壁、排水工、植栽基盤について、表土の表面、構造物の肌、通り、収まり等、仕上げの状態が良い。
	2	植栽について、活着が良い。支柱がある場合、支柱の取り付けが堅固である。樹幹は垂直に建込み、見栄え良く植え付けている。
	3	園路等の舗装について、平坦性、端部処理、既設構造物とのすりつけ、雨水処理が良い。
	4	公園施設等の構造物について、肌、通り、収まり等、仕上げの状態が良い。部材の端部・角部の面取り、木材のササクレ、ボルト等の突起物に配慮する等、安全性の配慮に問題が無い。遊具等がある場合、作動が安全でかつ良好である。
	5	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が4以上……a 優れている。
評価		評価項目数が3 ……………b やや優れている。
加減点		評価項目数が2 ……………c 他の評価に該当しない。
		評価項目数が1以下……d 劣っている。

III. 出来ばえ 19.看板・サイン工事

		評価項目	評価対象項目
		1	通りがよい。位置、高さが適切である。
		2	端部処理が良い。
		3	部材表面に傷及び錆がない。
		4	既設構造物等とのすりつけが良い。
		5	きめ細やかな施工がなされている。
		6	全体的な美観が良い。
		7	看板・サイン等の記載内容が適切である。
評価項目数		評価項目数が6以上……………a 優れている。 評価項目数が4以上6未満 ……b やや優れている。 評価項目数が3 ………………c 他の評価に該当しない。 評価項目数が2以下 ………………d 劣っている。	
評価			
加減点			

III. 出来ばえ 20.ため池工事

		評価項目	評価対象項目
		1	盛土勾配が確保され、仕上げが良い。
		2	構造物の通りが良い。
		3	天端及び端部処理が良い。
		4	構造物へのすりつけ等が良い。
		5	漏水がない。
		6	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が5以上……………a 優れている。 評価項目数が4 ………………b やや優れている。 評価項目数が3 ………………c 他の評価に該当しない。 評価項目数が2以下 ………………d 劣っている。	
評価			
加減点			

III. 出来ばえ 21.道路の新設・改良		評価項目	評価対象項目
		1	土工の天端及び端部の仕上げが良い。
		2	切土、盛土法面の通りが良い。
		3	中心線及び縦・横断等の勾配が適切である。
		4	コンクリート構造物の表面状態が良い。
		5	構造物にクラック、破損がない。
		6	雨水等排水処理が良い。
		7	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が6以上……………a 優れている。	
評価		評価項目数が4以上6未満……………b やや優れている。	
加減点		評価項目数が3……………c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が2以下……………d 劣っている。	

III. 出来ばえ 22.取壊し工		評価項目	評価対象項目
		1	きめ細やかな施工がなされている。
		2	既存部分や関連設備との調整がなされている。
		3	取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。
		4	取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。
評価項目数		評価項目数が3以上……………a 優れている。	
評価		評価項目数が2……………b やや優れている。	
加減点		評価項目数が1……………c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が0……………d 劣っている。	

III. 出来ばえ 23.補強土壁工(ジオテキスタイル工含む。)		評価項目	評価対象項目
		1	壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケ・傷がない。
		2	基礎上面の平坦性が良い。
		3	天端及び端部の仕上げ等が良い。
		4	壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。
		5	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が4以上……………a 優れている。	
評価		評価項目数が3……………b やや優れている。	
加減点		評価項目数が2……………c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が1以下……………d 劣っている。	

III. 出来ばえ 24.共同溝シールド工事		評価項目	評価対象項目
		1	RCセグメントの割れ・カケがない。
		2	継ぎ手面の防水が確実になされている。
		3	セグメント間の目違い、段差が少ない。
		4	ボルトの締め付け状況が良い。
		5	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が4以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が3 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が2 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が1以下 ……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 25.下水道工事		評価項目	評価対象項目
		1	通りが良い。
		2	漏水がない。
		3	クラックがない。
		4	マンホール天端と路面とのすりつけが良い。
		5	マンホールのインパートの仕上げが良い。
		6	残土等は適切に処理されている。
評価項目数		評価項目数が5以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が4 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が3 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が2以下 ……d 劣っている。	
III. 出来ばえ 26.管水路工事		評価項目	評価対象項目
		1	管の通りが良い。
		2	管内面塗装に補修痕等がない。
		3	小構造物にも細心の注意が払われている。
		4	管からの漏水がない。
		5	クラックがない。
		6	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が5以上……a 優れている。	
評価		評価項目数が4 ……b やや優れている。	
加減点		評価項目数が3 ……c 他の評価に該当しない。	
		評価項目数が2以下 ……d 劣っている。	

III. 出来ばえ 27.仮設工工事

評価項目		評価対象項目
	1	鋼矢板・親杭の通りが良い。
	2	覆工板にがたつきがない。
	3	鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。
	4	床付け面の仕上げがよい。
	5	全体的な美観が良い。
評価項目数		評価項目数が4以上……a 優れている。
評価		評価項目数が3 ……b やや優れている。
加減点		評価項目数が2 ……c 他の評価に該当しない。
		評価項目数が1以下……d 劣っている。

III. 出来ばえ 99.上記以外の工事又は合併工事

評価項目		評価対象項目
	1	理由:
	2	理由:
	3	理由:
	4	理由:
	5	理由:
評価項目数		評価項目数が4以上……a 優れている。
評価		評価項目数が3 ……b やや優れている。
加減点		評価項目数が2 ……c 他の評価に該当しない。
		評価項目数が1以下……d 劣っている。
※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		